

平成 27 年 2 月 12 日

各 位

株式会社 八千代銀行

融資関連手数料の一部改定のお知らせ

株式会社八千代銀行（頭取 田原 宏和）は、平成 27 年 4 月 1 日（水）より、融資関連手数料について下記の通り一部改定させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定内容

(1) 繰上完済手数料の改定

平成 27 年 4 月 1 日（水）以降にお借入れいただいた事業性のご融資を繰上完済される場合、以下の繰上完済手数料をご負担いただきます。

① 手数料金額

(税込)

改定前	改定後
3,240 円	弁済元金×2.160%

② 対象外となるご融資

以下に該当するご融資につきましては、繰上完済手数料は従来通り 3,240 円となります。

- ア. 「弁済元金×2.160%」で算出した手数料金額が 3,240 円を下回る場合
- イ. 最終弁済期限が繰上完済日から起算して 12 ヶ月以内に到来する場合
- ウ. お借入日から 6 ヶ月以内に繰上完済する場合
- エ. 地方公共団体の制度融資・信用保証協会保証付の融資
- オ. 当行からお借入れされる他のご融資により繰上完済する場合

(2) 不動産担保「抹消・譲渡」手数料の新設

不動産担保付のご融資につきまして、当行を担保権者とする担保権を抹消または譲渡する場合、以下のお手数料をご負担いただきます。

① 手数料金額

(税込)

改定前	改定後
無料	5,400 円

※ 当行の行員がお取引へ立会う場合には、別途 10,800 円をご負担いただきます。

② 対象となるお取引

- ア. 抵当権の対象となるご融資の繰上完済に伴う抵当権の抹消・譲渡
- イ. 根抵当権に係る抹消・譲渡
- ウ. 抵当権または根抵当権の一部抹消

2. 改定日

平成 27 年 4 月 1 日（水） 取扱分より

以 上